

ドイツ人技師クルト・ネッターが初めて小坂町で
クリスマスをお祝いしてから147年が経ちました

明治百年通りが明かりに彩られる

クリスマス イルミネーション

【点灯開始・時間】

12月1日(火)～ 17時～20時(予定)

※詳細は広報こさか11月号でお知らせします。

【会 場】 天使館周辺

イルミネーションをご覧いただく際は、密にならないように注意を払い、ソーシャルディスタンスを守りお楽しみください。

【ご案内】

11月下旬～12月の土曜日に開催を予定していましたが「クリスマスマーケット in 小坂」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止とさせていただきます。

■お問い合わせ先

小坂まちづくり株式会社(小坂鉱山事務所)
(TEL29-5522)

小坂町職員採用試験(土木技師)

◆試験区分等

- ・試験区分 土木技師(高校卒業程度)
- ・受験資格

ア 平成12年4月1日以前に生まれた方

イ 学校教育法による高等学校、高等専門学校、専修学校専門課程または大学の土木系学科を卒業し、土木技術の職務経験が3年以上ある方

・採用予定人員 1人

・募集(受付)期間 11月5日(木)まで

・第1次試験日 11月22日(日)

・第1次試験会場 小坂町役場 本庁

・試験内容 教養試験、性格特性検査

◆欠格事項

・日本の国籍を有しない方・地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることができない方

◆受験案内は総務課総務管財班にあります。郵便で請求する場合は封筒の表に「職員採用試験(土木技師)申込用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(140円切手を貼ったA4封筒)にあて先と郵便番号を明記)を必ず同封して、総務課総務管財班に簡易書留で郵送してください。

◆第1次試験合格者には、第2次試験(口述試験、作文)があります。

■申込み・お問い合わせ先

総務課総務管財班(TEL29-3901)

〒017-0292 小坂町小坂字上谷地41-1

小坂町3密対策事業者支援事業費補助金

町では新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することを見据え、厚生労働省が提唱した「新しい生活様式」に沿った対策を講じる町内事業所を支援します。

◆補助に該当する主な経費

換気対策、飲食スペース改修工事費、自動センサー蛇口、自動ドア、飛沫防止シート、アクリル板、間仕切り(パーティション)等の購入、設置にかかる経費、キャッシュレス導入にかかる経費、自動消毒液噴霧器にかかる経費、屋外テラス席設置にかかる経費、受付カウンター等にかかる経費、3密対策の施設改修にかかる設計費、3密対策のコンサル業務にかかる経費、3密対策の講演会、講師料、会場費にかかる経費等

◆補助に該当しない主な経費

マスク、消毒液等、単なる消耗品費、空気清浄機、加湿機などの家電製品の購入費、パソコン、タブレット、プリンターなどの購入費、単に古くなった機器等の更新費、自社内部の取引によるもの、販売、賃貸等のため見本を目的とした製品、商品の購入や工事等にかかる経費、本事業により掛かり増しとなった光熱水費、リース料等の固定経費、租税公課費等

◆交付対象の主な要件

- ①運輸業、繊維工業、縫製業、建設業、小売業、サービス業、採石業、製造業、保険業、理・美容業、教育・学習支援業、医療法人、農業法人、社会福祉法人、宗教法人など。
- ②中小企業基本法第2条に規定する中小企業及び個人事業主等とします。
- ③法人は町内に事業所がある事業主または代表者とし、個人は、町内に営業店舗があり、かつ事業主が町内に住所を有する方とします。

◆補助金の額

1件当たり50万円を上限。 ※ただし、予算の範囲内とします。

◆申請窓口

役場2階観光産業課観光商工班

8時30分～17時15分(土日、祝日を除く)

◆提出書類

観光産業課観光商工班にて配布または町ホームページからダウンロードできます。

■お問い合わせ先

観光産業課観光商工班(TEL29-3908)

「小坂町地域応援商品券」 ご利用期限間近です!

7月下旬に町民の皆さんに送付した商品券は、期限を過ぎると使用できなくなります。

期限までにぜひご利用ください。

利用期限 **10月31日(土)**



©小坂町かぶきん

まだ商品券を受け取っていない方には、受け取りについてハガキでお知らせしています。

■お問い合わせ先 観光課観光商工班(TEL29-3908)